

平成 28 年 3 月 11 日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門 安全研究センター

センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁の状況について

安全研究・防災支援部門にとっての中立性、透明性の確保に係わる決裁権限規定について、利益相反などの不都合な事象が生じていないかを確認するために、大きく分けて①受託研究契約の締結、②予算の執行、③研究成果の公開、④人事の4つの分野において、安全研究センター長の決裁権限の及ぶ範囲と、それを超えるものについて、実施状況を確認した。

①の受託研究の契約締結については、安全研究センター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁権限が保たれていると考えられる。

②の予算執行の観点からは、

- ・2億円までの物品取得請求等はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・2億円を超えて5億円までの物品取得請求等は部門長の決裁を要する。
- ・5億円を超える物品取得請求等は理事長の決裁を要する。

この決裁権限規定は機構のガバナンスの観点からは常識の範囲内であると考えられる。実施状況として、部門制施行後、2億円を超える3件の契約請求は、安全研究センターの請求どおり契約されていた。

③の研究成果の公開については、安全研究センター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁権限が保たれていると考えられる。

④の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
 - ・センター長人事等については、理事会審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- 実施状況として、部門制施行後、安全センター長の異動はなかった。

また、

・新入職員採用枠の配分については、理事会審議マターであり、理事長の決裁を要する。

実施状況としては、(規審3-5)で報告したとおりである。

以上